



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

NPO法人情報提供システム開発委託業務

(2) 役務の特質

仕様書によります。

(3) 履行期間

契約の日から平成22年9月30日まで

(4) 納入場所

長野県庁 東庁舎1階ボランティア交流センターながの

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部生活文化課NPO活動推進室

電話 026(235)7189

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年5月24日(月) 午前10時

イ 場所 長野県庁 東庁舎1階

ボランティア交流センターながの会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の可否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年4月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野IT化推進センター

3 代表者の氏名

西澤 義治

4 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀七瀬537番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、電子自治体システムやインターネットなどを活用した、地方自治政策に関する企画・調査・研究を行い、その実現に向けた政策の提言や実践活動を推進し、市民の公共的利益の増進と豊かな地域社会の創造に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年4月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふきんと

3 代表者の氏名

渡 邊 力

4 主たる事務所の所在地

下高井郡木島平村大字穂高2895番地8号

5 定款に記載された目的

この法人は、北信州の自然・風土が作り出した、お年寄りを敬い、子どもたちを宝とする、家族関係、地域関係を大切に、更にこの地域性を後世に伝えるため、高齢者・障害者等の自立支援・介護支援、子育て支援等を通じて、地域住民に広く開かれた活動を展開し、よって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月13日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ野沢店

佐久市野沢129-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

諏訪倉庫株式会社

岡谷市郷田1-3-1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、年間5日以内	午後8時	午前9時30分 但し、週1日 午前9時	午後8時
信濃植物園	午前8時		午前5日以内 午前8時	
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	午前9時 但し、年間5日以内	午後8時	午前9時 但し、年間5日以内	午後8時

4 変更年月日

平成22年4月25日

5 届出年月日

平成22年4月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年5月13日から平成22年9月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月13日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)アリオ上田

上田市天神三丁目土地区画整理事業区域内1街区 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8番地8 ほか

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
29,500平方メートル	20,800平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前	変 更 後
1,700台	1,196台

位置は届出書に添付された図面のとおり

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前	変 更 後
875台	625台

位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前	変 更 後
694平方メートル	349平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前	変 更 後
276立方メートル	264立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

(6) 駐車場の自動車の出入口の位置

届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更年月日
平成22年12月22日
- 5 届出年月日
平成22年4月21日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年5月13日から平成22年9月13日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ長野南店
長野市稲里町中央1-23-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、年間5日以内 午前8時	午後8時	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、年間5日以内 午前8時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分	午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分

- 4 変更年月日
平成22年5月2日

- 5 届出年月日
平成22年4月20日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年5月13日から平成22年9月13日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ徳間店
長野市大字徳間3075 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社かつら
長野市桐原1-5-1
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、年間5日以内 午前8時	午後8時	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、年間5日以内 午前8時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分	午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分

- 4 変更する年月日

平成22年5月2日

5 届出年月日

平成22年4月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年5月13日から平成22年9月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、松本市役所において縦覧に供します。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

農業振興地域の区域の変更(統合)

(旧)

農業振興地域名	市町村名	面積 (ha)
松本農業振興地域	松本市	23,403
波田農業振興地域	波田町	1,448

(新)

農業振興地域名	市町村名	面積 (ha)
松本農業振興地域	松本市	24,851

農業政策課

公告

平成22年5月6日、松本市鎖川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成22年5月6日、塩尻市奈良井川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成22年5月6日、塩尻市塩尻東土地改良区の定款変更を認可しました。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成22年5月6日、立科土地改良区の定款変更を認可しました。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

県営三水地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称
県営農業用水再編対策事業
- 2 工事の着手年月日
平成11年9月3日
- 3 工事の完了年月日
平成22年3月29日

農地整備課

公告

上伊那郡辰野町による万五郎地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成22年5月13日

長野県上伊那地方事務所長 市川 武二

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成22年5月14日から平成22年6月10日まで
- 3 縦覧の場所

上伊那郡辰野町役場

農地整備課

公告

長野市安茂里犀裾土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成22年5月13日

長野県長野地方事務所長 小林 守 夫

理事

新任

氏名 住所

太田 良春 長野市大字安茂里1433番地1

木内 泰明 長野市大字安茂里1212番地

重任

氏名 住所

鈴木 豊 長野市大字平柴1546番地

山田 明雄 長野市大字安茂里1053番地

北島 勘治郎 長野市大字安茂里1281番地

小林 栄 長野市大字安茂里3660番地

退任

氏名 住所

青木 茂 長野市大字安茂里986番地1

塚田 佳道 長野市大字安茂里1418番地

監事

新任

氏名 住所

青沼 正幸 長野市大字安茂里977番地

重任

氏名 住所

平瀬 忠義 長野市大字安茂里3683番地1

退任

氏名 住所

木内 泰明 長野市大字安茂里1212番地

農地整備課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成22年5月13日

長野県公安委員会委員長 安藤 博 仁

1 審査の種類、期日及び場所

種類	期日	場所	
技能検定員審査	知識・技能（普通）	平成22年 6月14日（月） 午前9時から 午後0時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成22年 6月21日（月） 午前9時から 午後0時まで	
	車種追加（中型）	平成22年 6月18日（金） 午前9時から 午後5時まで	
	車種追加（普自二）	平成22年 6月17日（木） 午前9時から 午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能（普通）	平成22年 6月21日（月） 午前9時から 午後0時まで	
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成22年 6月21日（月） 午前9時から 午後0時まで	
	車種追加（中型）	平成22年 6月23日（水） 午前9時から 午後5時まで	
	車種追加（普自二）	平成22年 6月25日（金） 午前9時から 午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、中型又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査(普通、中型又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センターを経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成22年5月31日(月)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

- (7) 技能検定員審査(普通) 20,500円
- (4) 技能検定員審査(中型) 24,700円
- (9) 技能検定員審査(普自二) 14,100円
- (5) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種) 22,450円

イ 教習指導員審査

- (7) 教習指導員審査(普通) 12,150円
- (4) 教習指導員審査(中型) 15,650円
- (9) 教習指導員審査(普自二) 9,500円
- (5) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種) 13,300円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。
- (2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許センター